

○内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則（番匠川漁業協同組合）の変更の内容

R7.8.18 変更認可

新			旧																						
<p>(漁具、漁法の制限、禁止)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、(略)</p> <p><u>3、あゆ漁についてルアーの使用は禁止する。</u></p> <p><u>4、4月1日から5月31日までの間は毛鉤釣を禁止する。</u></p> <p><u>5、夜間の漁を禁止する。なお、昼間に漁具を敷設し、夜間に当該漁具を残置する漁法については、この限りではない。</u></p>			<p>(漁具、漁法の制限、禁止)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>																						
<p>(遊漁料の額および納付の方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者（手釣又は竿釣に限る）が中学校生徒以下又は、肢体不自由者（身体障害者手帳等保持者に限る）のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具、漁法</th> <th>期間、遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣 (友釣りを含む)</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>あゆかけ</u></td> <td><u>(あゆかけの場合、スーツ、シュノーケルの</u></td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具、漁法	期間、遊漁料	あゆ	手釣、竿釣 (友釣りを含む)	1日 1,000円	1年 5,000円		<u>あゆかけ</u>	<u>(あゆかけの場合、スーツ、シュノーケルの</u>	<p>(遊漁料の額および納付の方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者（手釣又は竿釣に限る）が中学校生徒以下又は、肢体不自由者（身体障害者手帳等保持者に限る）のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具、漁法</th> <th>期間、遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣 (友釣りを含む)</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>あゆかけ</u></td> <td><u>1日 500円</u></td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具、漁法	期間、遊漁料	あゆ	手釣、竿釣 (友釣りを含む)	1日 1,000円	1年 5,000円		<u>あゆかけ</u>	<u>1日 500円</u>
魚種	漁具、漁法	期間、遊漁料																							
あゆ	手釣、竿釣 (友釣りを含む)	1日 1,000円																							
		1年 5,000円																							
	<u>あゆかけ</u>	<u>(あゆかけの場合、スーツ、シュノーケルの</u>																							
魚種	漁具、漁法	期間、遊漁料																							
あゆ	手釣、竿釣 (友釣りを含む)	1日 1,000円																							
		1年 5,000円																							
	<u>あゆかけ</u>	<u>1日 500円</u>																							

		<u>使用をすることができ る)</u>
<u>えのは</u>	<u>手釣、竿釣</u>	<u>1日 1,000円</u> <u>1年 5,000円</u>
<u>はえ</u>	<u>手釣、竿釣</u> <u>たも網、やす</u>	1日 500円 1年 3,000円
うなぎ	手釣、竿釣	1日 500円 1年 3,000円
	うなぎかご、 つけ針	1年 2,000円
もくずが に	かにかご	1年1ケ1,200円

2、遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁券取扱所	住所	連絡先
(略)		
<u>篠原商店</u>	<u>佐伯市本匠大字波 寄 2651</u>	<u>0972-56-5738</u>

		<u>1年 3,000円</u> <u>(スーツ、シュノーケルを使用する場合は、 別途2,000円(年間)を徴収する)</u>
<u>はえ、え のは</u>	<u>手釣、竿釣</u> <u>たも網、やす</u>	
うなぎ	手釣、竿釣	
	うなぎかご、 つけ針	1年 2,000円
もくずが に	かにかご	1年1ケ1,200円

2、遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁券取扱所	住所	連絡先
(略)		
<u>(新設)</u>		

釣具スーパーイヴ 戸次店	大分市中戸次字前 田 1261-47	097-597-1091		釣具スーパーイヴ 戸次店	大分市中戸次字前 田 1261-47	097-597-1091	
<u>つりチケ</u>	<u>オンライン</u> https://www.tsuritickets.com			<u>(新設)</u>			